

議第15号議案

横浜市学校給食費条例の制定

横浜市学校給食費条例を次のように定める。

平成22年2月24日提出

横浜市会議員

伊藤大貴

井上さくら

宇都宮充子

太田正孝

荻野慶子

杉山典子

藤田みちる

若林智子

横浜市条例（番号）

横浜市学校給食費条例

（趣旨）

第1条 この条例は、本市が教育行政の一環として実施する学校給食について、保護者等が負担すべき学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校給食の実施）

第2条 本市は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第3条の規定に基づき、横浜市立の小学校又は別表左欄に掲げる特別支援学校に在学するすべての幼児、児童又は生徒を対象に、学校給食を実施するものとする。

（学校給食費の徴収）

第3条 市長は、前条の規定により学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他これに準ずる者として規則で定める者をいう。以下同じ。）から、小学校の児童にあつては1人につき月額4,000円の範囲内で規則で定める額を、特別支援学校の幼児、児童又は生徒にあつては1人につき別表に定める額の範囲内で規則で定める額を学校給食費としてそれぞれ徴収する。

（学校給食費の納付）

第4条 保護者等は、学校給食費を規則で定める納付期限までに納付しなければならない。

（学校給食費の減免）

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費の額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第2条及び第3条）

特別支援学校	学校給食費（月額）			
	幼稚部	小学部	中学部	高等部
横浜市立盲特別支援学校	3,750円	4,000円	5,000円	5,000円
横浜市立中村特別支援学校	—	4,000円	4,000円	4,000円
横浜市立港南台ひの特別支援学校	—	4,000円	5,000円	5,000円
横浜市立上菅田特別支援学校	—	4,000円	4,000円	4,000円
横浜市立ろう特別支援学校	3,750円	4,000円	5,000円	5,000円
横浜市立北綱島特別支援学校	—	4,000円	4,000円	4,000円
横浜市立新治特別支援学校	—	4,000円	4,000円	4,000円
横浜市立東俣野特別支援学校	—	4,000円	4,000円	4,000円
横浜市立本郷特別支援学校	—	4,000円	5,000円	5,000円

提 案 理 由

本市が教育行政の一環として実施する学校給食について、保護者等が負担すべき学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるため、横浜市学校給食費条例を制定したいので提案する。